1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠:生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 10 条及び 長野県生涯学習審議会条例第 1 条に基づき、平成 3 年に設置。

設置目的: 県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な 推進に関する重要事項を調査審議する。

答申:「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」平成21年 10月に答申。

※平成20年の第8期審議会から進めてきた「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習のあり方について」の提言と検証が終了したのを受け、平成26・27年度は休会としていたが、次期教育振興基本計画等の策定に向け、平成29年1月に第11期審議会委員を委嘱し、平成28年度及び29年度に3回開催した。

※第 11 期審議会委員は任期が平成 31 年 1 月 24 日に終了となっており、令和元年度は審議会委員を委嘱していない。

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠:生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

設置目的:①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実施する生涯学習関連事業についてとりまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。 実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

令和元年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和元年11月1日~11月30日

イ 実施内容

- (ア) 月間の周知・広報
 - ・懸垂幕の掲出
 - インターネットへの掲載(県 HP など)
 - ・県庁舎内展示の実施(11月5日~15日)

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・県・市町村:講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・学校:学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・社会教育関連団体:構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定(努力義務:第9条)が定められた。

国において平成 20 年に新たに「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を 策定したのに伴い、県では、「第2次長野県子ども読書活動推進計画」(平成 21 年度~)を策 定し、子どもたちの読書活動を推進してきた。

平成30年、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定に伴い、 令和元年度に長野県子ども読書活動推進会議を開催し、概ね5年間の計画期間となる「豊かな 読書を子どもたちに〜発達段階に応じた取組〜」を基本理念とする「第4次長野県子ども読書 活動推進計画」を策定し、今後計画を推進していくところである。